

## 茨木市公共用地境界確定事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、公共用地境界確定の適正かつ円滑な運営を確保するため、当該事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共用地 市道及び法定外道路並びに水路等
  - (2) 申請地 公共用地と隣接する土地
  - (3) 隣接地 申請地と隣接する土地
  - (4) 対側地 公共用地を挟んで申請地と相對する土地
  - (5) 土地所有者 全部事項証明書(土地)又は登記簿謄本(土地)に記載の者
  - (6) 申請者 申請地の土地所有者
  - (7) 境界確定 公共用地と申請地との境界の全部(特別な理由がある場合は一部)について、市長、申請者、隣接地の土地所有者、必要に応じて対側地の土地所有者及び利害関係者が協議してこれを定め、書面をもって明らかにすること
  - (8) 利害関係者 自治会長、実行組合長、水利組合長等の者
- (公共用地境界確定の申請)

第3 新規に境界確定の申請をしようとする土地所有者は、公共用地境界確定申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(申請者)

第4 第3の境界確定の申請は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者が申請するものとする。

- (1) 土地所有者が法人の場合は、法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産している場合は、清算人又は管財人とする。
- (2) 土地所有者が複数の場合は、共有者全員とする。
- (3) 土地所有者が死亡している場合は、相続人とする。この場合において、相続人が複数のときは、共有者全員とし、相続人がいないときは、相続財産管理人とする。
- (4) 土地所有者が制限行為能力者(未成年者、被後見人、被保佐人及び被補助人という。)の場合は、適当な法定代理人とする。
- (5) 申請地が信託財産の場合は、委託者及び受託者の連名とする。
- (6) その他市長が認める場合は、市長の指示に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体等において施行する公共事業に係る場合においては、当該施行する国又は地方公共団体等が土地所有者に代わって申請することができる。

(公共用地境界確定申請書の添付書面)

第5 第3の公共用地境界確定の申請には、次の各号に掲げる書面を申請書に添付しなければならない。

- (1) 委任状
- (2) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書
- (3) 代表者事項証明書、履歴事項証明書又は現在事項証明書(法人の場合)
- (4) 全部事項証明書(土地)又は登記簿謄本(土地)
- (5) 土地調書、土地沿革調書
- (6) 法務局備付地図
- (7) 地積測量図
- (8) 現況実測平面図、横断面図
- (9) 位置図
- (10) その他市長が必要と認める書面

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 前項第4号の書面に記載されている住所、本店若しくは主たる事務所又は氏名、商号若しくは名称が申請者のそれらと異なる場合は、次のア又はイに掲げる者に応じ、当該ア又はイに掲げる書面等で沿革をつけるものとする。

ア 個人 住民票の写し、住居表示証明書、戸籍の附票等

イ 法人 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書等

(2) 第4第1項第3号の土地所有者が死亡している場合は、次のアからウに掲げる場合に依り、当該アからウに掲げる書面等で相続人又は相続財産管理人を明らかにするものとする。

ア 遺産分割協議がされていない場合 戸籍謄本、戸籍謄本の複写、相続関係説明図及び住民票の写し等

イ 遺産分割協議がされている場合 前アの書面、遺産分割協議書及び遺産分割協議書の複写等

ウ 相続人がいない場合 相続財産管理人選任審判書の複写等

(3) 第4第1項第4号の制限行為能力者の場合は、次のアからエに掲げる者に依り、当該アからエに掲げる書面等で法定代理人を明らかにするものとする。

ア 未成年者 戸籍謄本、戸籍謄本の複写、住民票の写し等

イ 被後見人 登記事項証明書(後見)等

ウ 被保佐人 登記事項証明書（保佐）等

エ 被補助人 登記事項証明書（補助）等

(4) 第4第1項第5号の信託財産の場合は、信託目録を添付するものとする。

(5) 第4第2項の国又は地方公共団体等からの申請の場合は、担当者である旨を記載した公共明示担当者届出書（様式第7号）を添付するものとする。

3 前2項の添付書面は、発行日から3月以内のものでなければならない。ただし、戸籍謄本、戸籍謄本の複写及びその他市長が認めるものにおいては、この限りでない。

4 第1項第2号から第4号及び第2項に掲げる書面は、原本とする。ただし、戸籍謄本及び遺産分割協議書は、原本確認の後に還付する。

5 第1項第5号から第7号に掲げる書面は、複写又は登記情報提供サービスより取得したものを添付できるものとする。この場合において、登記情報提供サービスより取得したときは、第6第3項に規定する資格、資格者名の記入及び押印を要する。ただし、自署の場合は、押印不要とする。

6 第6第3項の受任者は、市長が押印を求める書面に委任状に用いた印を押印するものとする。

（委任）

第6 申請者は、第3、第10及び第13の申請に係る事務を有資格者に委任（以下「受任者」という。）することができる。

2 前項の委任する場合においては、次の各号に掲げる申請に応じ、当該各号に掲げる申請者から受任者への委任の範囲を記載した委任状を申請書に添付しなければならない。

(1) 第3の公共用地境界確定の申請 委任状（様式第2号）

(2) 第10の道路台帳による公共用地境界確定の申請 委任状（様式第3号）

(3) 第13の境界確定図の謄本・抄本の交付申請 委任状（様式第4号）

3 第1項の受任者は、土地家屋調査士、測量士、測量士補、建築士又は行政書士とする。ただし、建築士にあつては、現況実測平面図の作成に関し、講習会修了者名簿に記載された者で、建築確認申請のため境界確定が必要な場合に限る。また、行政書士にあつては、大阪府行政書士会の測量に関する研修を受講し試験に合格した者のうち、同会が認定した者に限る。

4 第4第1項第2号及び第3号の申請者になる者が複数の場合においては、その代表者に委任することができる。

5 前項の委任する場合においては、共有者から代表者への委任の範囲を記載した委任状（様式第5号又は様式第6号）を申請書に添付しなければならない。

（現地立会）

第7 市長は、申請者、隣接地の土地所有者、必要に応じて対側地の土地所有者及び利害関係者（以下「立会者」という。）と、境界に関する資料等に基づき、現地立会の下、境界を協議するものとする。

2 前項の立会者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、現場立会を省略することができる。

(1) 申請地と隣接地とが境界を確認した書面があり、本市と確認する境界に問題が生じず、かつ、現地に境界標が確認できる場合の隣接地の土地所有者

(2) 隣接地及び対側地が既に境界確定された書面があり、かつ、現地で境界標が確認できる場合の隣接地の土地所有者及び対側地の土地所有者

(3) 前2号の現地に境界標が確認できない場合の第9の承諾を得ることができる隣接地の土地所有者及び対側地の土地所有者

(4) 世界測地系第VI系の座標値を用いた書面があり、本市と確認する境界に問題が生じない隣接地の土地所有者及び対側地の土地所有者

(5) 申請地又はその周囲の境界確定図を鑑み、市長が不要と認めた場合の対側地の土地所有者及び利害関係者

3 立会者は、現地立会の際に市長の求めに応じて次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に掲げる事項を立会調書に記入するものとする。

(1) 個人 氏名、住所

(2) 法人 本店又は主たる事務所、商号又は名称、部署、役職、氏名

(3) 国又は地方公共団体 官公庁名、部署、役職、氏名

(4) 利害関係者 自治会又は組合等の団体名、役職、氏名

(境界確定図の作成)

第8 申請者又は受任者は、現地立会后、境界を明確にするために、境界確定図を作成しなければならない。

2 前項の境界確定図は市基準点を使用し、公共座標により測量した成果を市長が指定する書式で図化しなければならない。

3 前2項で作成した境界確定図は、第9第1項第1号で承諾を得たものを3部、提出しなければならない。

(承諾)

第9 申請者又は受任者は、第8第1項第1号で作成した境界確定図に申請者の住所及び氏名を記入し押印した後、隣接地の土地所有者及び必要に応じて対側地の土地所有者に住所、氏名の記入及び押印を求め、承諾を得るものとする。

2 申請者、隣接地の土地所有者及び対側地の土地所有者の承諾の印鑑は、次の各号によるものとする。

(1) 申請者の印鑑は、申請書に使用した実印とする。

(2) 隣接地の土地所有者及び対側地の土地所有者の印鑑は、次のアからウに掲げる者に応じ、当該アからウに掲げるものとする。

ア 個人 認印

イ 法人 代表者の登録された印

ウ 国又は地方公共団体等 代表者の印

3 隣接地の土地所有者及び対側地の土地所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 土地所有者が法人の場合は、第4第1項第1号の規定を準用する。

(2) 土地所有者が複数の場合は、共有者の半数以上とする。

(3) 土地所有者が死亡している場合は、相続人とし、相続関係説明図を添付するものとする。この場合において、相続人が複数のときは、共有者の半数以上とする。

(4) 土地所有者が死亡し相続人がいない場合は、相続財産管理人とし、相続財産管理人選任審判書の複写を添付するものとする。

(5) 土地所有者が制限行為能力者の場合は、第4第1項第4号の規定を準用する。

(6) 隣接地及び対側地が信託財産の場合は、委任者とする。

(7) 第7第2項第1号の申請地と隣接地とが境界を確認した書面がある場合は、当該書面の複写を申請書に添付することで承諾を省略できるものとする。ただし、第7第2項第3号の規定により現地立会を省略した場合は、この限りではない。

(8) 第7第2項第2号の隣接地及び対側地が既に境界確定された書面がある場合は、承諾を省略できるものとする。ただし、第7第2項第3号の規定により現地立会を省略した場合は、この限りではない。

(9) 第7第2項第4号の世界測地系第VI系の座標値を用いた書面がある場合は、境界標が確認できない場合でも承諾を省略できるものとする。

(10) 第7第2項第5号の市長が不要と認めた場合は、承諾を省略できるものとする。

(道路台帳による公共用地境界確定の申請)

第10 道路台帳作成時等において、公共用地との境界に同意を得ている土地について道路台帳による公共用地境界確定の申請をしようとする土地所有者は、申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(申請手続の準用)

第11 第10の道路台帳による公共用地境界確定の申請は、第4から第6の規定を準用する。ただし、第5第1項第8号の書面の添付を省略できる。

(道路台帳による確定図の作成)

第12 市長は、境界を明確にするために、道路台帳による確定図を作成するものとする。

る。

2 申請者又は受任者は、市基準点を使用し、公共座標により測量した成果を前項の確定図の作成までに市長に報告するものとする。

3 市長が現場立会を必要と認めた場合においては、第7の規定を準用する。

(境界確定図の謄本・抄本の交付申請)

第13 既に境界確定している土地における当該境界確定図の謄本又は抄本の交付申請をしようとする土地所有者は、申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(申請手続の準用)

第14 第13の境界確定図の謄本・抄本の交付申請は、第4から第6の規定を準用する。ただし、土地所有者は、第4第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、単独で申請ができ、第5第1項第8号の書面の添付を省略できるものとする。

(境界確定図の謄本・抄本の交付)

第15 市長は、既に境界確定している境界確定図の謄本・抄本を交付するものとする。

(境界標の設置)

第16 申請者又は受任者は、境界確定が完了したときは、現地に市長が指定する境界標を設置しなければならない。

(返戻)

第17 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3、第10及び第13の申請書及び第5の添付書面を返戻するものとする。

(1) 申請者又は受任者が取下げる場合

(2) 境界確定協議が成立しない場合

(3) 隣接地の土地所有者又は対側地の土地所有者の承諾が得られない場合

(4) 申請者又は受任者が市長の求めた書面を立会日から6月以内に提出しない場合

(5) 申請日から1年を過ぎても市長が求めた書面を提出しない場合

(6) 申請を受付たことが適当でないとする場合

(7) その他市長が適当とする場合

2 前項第1号から第3号の場合において取下げるときは、申請者又は受任者は、公用地境界確定申請取下げ依頼書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項第4号及び第5号の期間内に書面を提出しない場合においては、市長は申請者又は受任者に事情聴取を行うものとする。この場合において、申請者又は受任者が書面を提出する見込みがないと市長が判断したときは、返戻するものとする。

4 市長は、返戻手続きが完了し、申請者又は受任者に受取の連絡ができた日から起算して3月経過しても受取がない場合は、第3、第10及び第13の申請書及び第5の添付書面を処分できるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、実施の日以後の申請に係る公共用地境界確定について適用し、同日前の申請に係る公共用地境界確定については、なお従前の例による。
- 3 建設部建設管理課が実施する公共用地の境界確定事務に関する取扱要領（平成17年4月1日実施）は、廃止する。
- 4 道路台帳による境界確定線証明事務取扱要領（平成3年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

## 公共用地境界確定申請書

年 月 日

(申請先) 茨木市長

申請者 住所  
ふりがな  
氏名 (実印)  
(電話)

- 1 下記の申請地と公共用地( 敷)との境界が不明ですから確定してください。
- 2 下記の申請地と公共用地( 敷)との境界を道路台帳で確定してください。
- 3 下記の申請地について、公共用地( 敷)との既境界確定図 (  謄本 )  
(  抄本 ) を交付してください。

既確定	年	月	日付第	号	整理番号 ( - - )
既確定	年	月	日付第	号	整理番号 ( - - )

記

申請地		
申請の目的	<input type="checkbox"/> 開発・建築確認 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 払下げ <input type="checkbox"/> 分筆・地積更正 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
連絡先 (住所) (氏名) (電話)	(担当者: )	茨木市受付印欄
他官公庁への境界確定申請の有無 <input type="checkbox"/> 有 (提出先: ) <input type="checkbox"/> 無		

\* 申請項目[1新規明示、2道路台帳、謄本(抄本)交付]が複数に該当する場合は、事前に建設管理課へお問い合わせください。



## 添 付 書 類

- (1) 委任状
  - 申請者が受任者に事務を委任する場合 

}	新規明示-----様式第2号
	道路台帳-----様式第3号
	謄本(抄本)の交付----様式第4号
  - 共有者から申請者へ全権委任する場合(新規明示・道路台帳) -----様式第5号
  - 共有者から申請者へ部分委任する場合(新規明示) -----様式第6号
- (2) 印鑑登録証明書(個人の場合)、印鑑証明書(法人の場合)
- (3) 代表者事項証明書、履歴事項証明書又は現在事項証明書(法人の場合)
- (4) 全部事項証明書(土地)又は登記簿謄本(土地)
- (5) 土地調書、土地沿革調書
  - 申請地と周囲(隣接地、対側地、前面道路地等)の土地調書
- (6) 法務局備付地図(地籍図)
  - 申請地及び周辺の地番を表示した法務局備付地図(地籍図)の写し、ただし、数葉に分かれているときは土地所在図を作成し添付
  - 法務局備付地図(地籍図)と現況が相違している土地は法務局に地図訂正の申出が必要
- (7) 地積測量図(分筆図)
  - 申請地及び周辺の地積測量図(分筆図)の写し
- (8) 現況実測平面図(縮尺1/250以上)、横断面図(縮尺1/100以上)
  - 道路台帳で確定している場合と謄本(抄本)が交付できる場合は省略できる
- (9) 位置図
- (10) 戸籍謄本等
  - 全部事項証明書(土地)又は登記簿謄本(土地)に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転の手續がなされていないときは、相続人が判明できる戸籍謄本とその写し、相続関係説明図、相続人全員の印鑑証明及び住民票(戸籍謄本は相続人確認後、原本を還付します。)また、遺産分割協議がされている場合は、協議書とその写し(遺産分割協議書は、原本を還付します。)
- (11) 住民票等
  - 全部事項証明書(土地)又は登記簿謄本(土地)に記載されている土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所沿革が判明できる資料(住民票、戸籍の附票、履歴事項証明書等)

【注 1】 上記(1)の受任者は有資格者(土地家屋調査士等)に限ります。資格名、資格登録番号を委任状に必ず記入してください。

上記(2)(3)(4)は原本が必要です。

上記(5)(8)は調査(測量)年月日、調査(測量)者及び委任状に用いた受任者印の押印が必要です。

上記(6)(7)は複写又は登記情報提供サービスより取得した場合、調査年月日、調査者の署名又は記名押印したものを提出してください。

上記(2)～(6)(11)は、発行日から3か月以内のものに限ります。

【注 2】 立会日から起算して6か月又は申請日から1年以上経過した申請は、事情聴取の上、必要な書面の提出見込みがないと判断したとき、書面をお返しします。なお、返却通知書は連絡日から起算して3か月以上受取りがない場合には、こちらで処分します。

## 委任状（新規明示）

私儀

受任者  
使用印

資格及び登録番号

をもって下記の権限を委任します。

### 記

1 土地の所在

2 上記土地に係る公共用地（ 敷）境界確定に関する委任の範囲は

次のとおりです。

- (1) 申請に要する図書及び資料の作成並びに提出に関すること
- (2) 現況平面図の作成、境界確定図の作成者としての現地立会に関すること
- (3) 境界確定図の作成に関すること
- (4) 境界確定通知書の受領に至るまでの事務

年 月 日

申請者 住所

氏名

(実印)

## 委任状（道路台帳）

私儀

受任者  
使用印

資格及び登録番号

をもって下記の権限を委任します。

### 記

1 土地の所在

2 上記土地に係る公共用地（ 敷）境界確定に関する委任の範囲は

次のとおりです。

- (1) 申請に要する図書及び資料の作成並びに提出に関すること
- (2) 境界確定通知書の受領に至るまでの事務

年 月 日

申請者 住所

氏名

(実印)

## 委任状（謄本・抄本）

私儀

受任者  
使用印

資格及び登録番号

をもって下記の権限を委任します。

### 記

1 土地の所在

2 上記土地に係る公共用地（  
関する委任の範囲は次のとおりです。

敷）既境界確定図

謄本  
 抄本

の交付に

(1) 申請に要する図書及び資料の作成並びに提出に関すること

(2) 既境界確定図

謄本  
 抄本

通知書の受領に至るまでの事務

年 月 日

申請者 住所

氏名

(実印)

## 委任状（全権委任）

私儀 .....をもって下記の権限を委任します。

記

1 土地の所在

2 上記土地に係る公共用地（ 敷）との境界確定に関する申請から  
境界確定までの権限。

年 月 日

申請者 住所

氏名

（実印）

## 委任状（部分委任）

私儀 .....をもって下記の権限を委任します。

### 記

- 1 土地の所在
- 2 上記土地に係る公共用地（ 敷）との境界確定に関する権限。

ただし、現地立会及び承諾についての権限は委任の範囲から除外します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

（実印）

年 月 日

## 公共明示担当者届出書

（届出先）茨木市長

（申請者）

住 所

（自署の場合は押印不要）

氏 名

印

標題について、下記土地に係る公共明示の担当者は、下記のとおりです。

なお、担当者に変更があった時は、速やかにその旨を届出いたします。

### 記

1 申 請 地

2 担 当 者 所 属

職 氏 名

連 絡 先

年 月 日

## 公共用地境界確定申請取下げ依頼書

（申請先）茨木市長

（申請者又は受任者）

住 所

氏 名

印

年 月 日付けで申請しました公共用地境界確定申請書については、下記の理由により取下げいたします。

### 記

1. 申 請 者
2. 申 請 地
3. 取下げ理由